

鹿 児 島 県 公 報

令和元年7月9日（火）第19号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 1
- 小型機船底びき網漁業の許可申請期間の決定 (水産振興課取扱い) 1
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 1
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 2
- 都市計画伝統的建造物群保存地区の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 2
- 都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (2件) (都市計画課取扱い) 2

監 査 委 員 公 表

- 包括外部監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

雑 報

- 令和元年度行政書士試験公告 (一般財団法人行政書士試験研究センター取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第192号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年7月9日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
たいよう薬局西始良	始良市西始良四丁目9番1号	令和元年7月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第193号

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第8条第2項の規定により、小型機船底びき網漁業の許可の申請の期間を次のとおり定めた。

令和元年7月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 許可の申請を要する者
北さつま漁業協同組合共同漁業権区域（旧出水市漁業協同組合共同漁業権区域に限る。）内で、手繰第2種漁業を営もうとする者
- 許可の申請の期間
令和元年8月5日から同月16日まで

鹿児島県告示第194号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和元年 7 月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1326号	令和4年7月21日	配合肥料	灰合肥料2号	りん酸全量14.0 内く溶性りん酸 9.5 加里全量 6.0 内く溶性加里 6.0 内水溶性加里 5.3 く溶性苦土 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志志布志3309番地

鹿児島県告示第195号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿屋市長から平成30年10月9日鹿児島県告示第931号で告示した公共測量の実施は、令和元年6月19日終了した旨の通知があった。

令和元年 7 月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により南さつま市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年 7 月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 加世田都市計画伝統的建造物群保存地区
 - (2) 名称 加世田麓伝統的建造物群保存地区
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南さつま市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年 7 月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 加世田都市計画下水道
 - (2) 名称 加世田都市下水路
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第198号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規

定により南さつま市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年7月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 加世田都市計画下水道
 - (2) 名称 南さつま市公共下水道
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第3号

平成31年3月29日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき、令和元年5月27日付け鹿教総第137号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年7月9日

鹿児島県監査委員	長野信弘
同	大 藪 豊
同	酒 匂 卓 郎
同	前 野 義 春

「包括外部監査結果報告書及び報告書に添えて提出する意見」に基づく措置
監査テーマ 子育て支援事業に係る財務事務の執行について

監査の結果	措置の内容
<p>報告書中</p> <p>4.19 離島生徒大会参加費助成事業</p> <p>2. 監査の実施結果</p> <p>(意見24) 予算額に対して決算額が低額になったことについて</p> <p>平成29年度は予算額に対して実績額が少なくなっている。理由として大会参加者数が見込みより少なかったことと、国の交付金を活用した航路・航空路運賃低廉化事業の実施に伴う運賃の減額があげられている。後者については離島地域の県民にとってはありがたい支援でありそれを活用できる本事業にもよい効果があったものと言える。ここでは前者の理由、つまり大会参加者が見込みより少なかったことについて検討したい。</p> <p>所管部門と検討したところ、考えられる理由として次のものがあげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大会参加には予選突破が必要な種目・分野などがあり、それが超えられなかった ・ 部活動の人数不足などで参加に至らなかったいずれもあり得る事情である。 <p>最近、複数校が合同チームを作って競技に参加するケースを見るようになった。この事業についての提言ではないが、離島校間での合同チームの結成を支援する事業も検討されたいかがであろうか。本事業が離島と本土の交通ハンディキャップの軽減を目指すタテ方向の支援であるとするな</p>	<p>離島校間での合同チームの編成については、県高等学校体育連盟、県中学校体育連盟の規定に則り編成が可能となっているところである。</p> <p>練習機会の確保に寄与するような離島間（ヨコ方向）の移動負担の軽減の支援については、本土の遠方地域間の移動との均衡も考慮する必要があると考えている。</p>

らば、離島間の合同チームの結成と練習機会の確保に寄与するようなヨコ方向の移動負担の軽減の支援も考えられるのではないかと考える。検討をお願いしたい。

4. 20 奨学のための給付金事業（公立）

2. 監査の実施結果

（意見25）申請漏れが3件発生したことについて制度が導入されて4年目となる平成29年度は、6,067件の支給件数となっている。うち、平成29年12月に1件、平成30年2月に2件の支給漏れが明らかになり、追加で支給決定がなされたところである。学校側の事務処理のミスで遅れたものが1件、申請者（保護者）側の事情で遅れたものが2件発生している。

学校側の事務処理ミスで遅れたケースについては、今後十分に留意していただきたい。

申請者側の事情で遅れたものについては、生徒の様子や家庭環境を最も近い立場で接する各学校において、未申請であることに違和感を覚えるような場面が中にはあったのではないかと考える。本給付金事業は、まさにこのような環境にある子どもを支援するための事業である。

実際の事務を行う各学校には、このような申請漏れや遅れがないように、生徒の様子や家庭環境への目配りをお願いしたい。また県には、申請漏れや遅れの事例を各学校に周知し本事業がスムーズにおこなわれるように、引き続き指導をお願いしたい。

各学校においては、給付金の受給資格を満たしながら未申請である世帯についての調査を行い、その理由を把握するようにしている。

今後も本調査を継続し、学校において生徒一人一人の家庭環境を把握し、申請漏れや遅れがないよう適切な指導を行うこととする。

また、申請漏れや遅れの事例については、年度当初の県立学校事務長会で各学校へ周知しているほか、学校へ毎年度行っている給付金の制度周知の際に、新たに申請漏れや遅れの事例を例示することとし、本事業の対象となる生徒が支援を受けられないことのないよう努めたい。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第32号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年7月9日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pフィーバー機動戦士ガンダム逆襲のシャアDX	株式会社三共	9P0448

雑 報

令和元年度行政書士試験公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鹿児島県知事の委任に係る令和元年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和元年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多賀谷一照

1 試験の期日

令和元年11月10日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験の場所

- (1) 鹿児島県建設センター（鹿児島市鴨池新町6番10号）
- (2) 鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）	憲法，行政法（行政法の一般的な法理論，行政手続法，行政不服審査法，行政事件訴訟法，国家賠償法及び地方自治法を中心とする。），民法，商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し，法令については，平成31年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）	政治・経済・社会，情報通信・個人情報保護，文章理解の中から出題する。

(2) 試験の方法

ア 試験は，筆記試験により行う。

イ 出題の形式は，「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式，「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式により行う。

* 記述式は，40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和元年7月29日（月）から同年8月30日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること。令和元年8月30日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真貼付，受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

エ 受験手数料

(ア) 7,000円（払込み方法については，試験案内に掲載する。なお，払込みに要する費用は，受験申込者の負担となる。）

(イ) 一旦払い込まれた受験手数料は，原則として返還しない。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法，配布期間及び配布場所

次に掲げる場所において，令和元年7月29日（月）から同年8月30日（金）までの間，配布する。なお，郵送を希望する場合は，住所，氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角形2号：横240mm，縦332mm，A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）に，郵便切手140円分を貼付し，一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（請求宛先：郵便番号252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留）又は鹿児島県総務部市町村課（請求宛先：郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号）へ郵便で請求すること（令和元年8月23日（金）までに必着のこと。）。

(ア) 一般財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 鹿児島県総務部市町村課

(ウ) 鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課（鹿児島市小川町3番56号）

(エ) 南薩地域振興局総務企画部総務企画課（南さつま市加世田東本町8番地13）

(オ) 北薩地域振興局総務企画部総務企画課（薩摩川内市神田町1番22号）

(カ) 始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課（始良市加治木町諏訪町12番地）

(キ) 大隅地域振興局総務企画部総務企画課（鹿屋市打馬二丁目16番6号）

- (カ) 熊毛支庁総務企画部総務企画課（西之表市西之表7590番地）
(ク) 大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号）
(コ) 鹿児島県行政書士会（鹿児島市与次郎二丁目4番35号 K S C 鴨池ビル202号室）
- (2) インターネットによる受験申込み
- ア 受付期間
令和元年7月29日（月）午前9時から同年8月27日（火）午後5時まで
- (ケ) インターネットによる受験申込みは、令和元年8月27日（火）午後5時で終了する。
午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。
- (キ) この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能である。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。
- (ク) 受付最終日（令和元年8月27日（火））は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込むこと。
- イ 受験手数料の払込み
- (ケ) 受験手数料（7,000円）は、クレジットカード（受験申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となる。
- (イ) 利用できるクレジットカード
V I S A , M a s t e r , J C B , アメリカーン・エクスプレス, D i n e r s
- (ウ) 利用できるコンビニエンスストア
セブン-イレブン, ローソン, ローソン・スリーエフ, ファミリーマート, セイコーマート, ミニストップ, デイリーヤマザキ, ヤマザキデイリーストア, ニューヤマザキデイリーストア
- (エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。
- 5 特例措置の実施
身体の機能に障害のある方は、障害の状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講じることがあるので、受験の申込みに先立って必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで申し出ること（特例措置の手続については、試験案内に掲載する。）。
- 6 合格発表の日時及び発表方法
- (1) 合格発表日時
令和2年1月29日（水）午前9時
- (2) 合格発表の方法
一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。
また、同センターのホームページにも合格者の受験番号を掲載する。
- 7 問合せ先
一般財団法人行政書士試験研究センター
郵便番号 102-0082
所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階
電話番号 03-3263-7700